第4節 形態別防火安全対策について

第1 高層の建築物

(1) 本項の内容については、非常用エレベーター及び特別避難階段が法令上必要とされる 高層建築物に対して適用するものであること。

(2) 防火区画

ア 面積区画は次によること。

- (ア) 一の防火区画には、居室のいずれの部分からも2以上の方向へ避難できる 経路を確保すること。ただし、概ね200m²以下の場合はこの限りではない。
- (イ) 防火区画に防火戸を設ける場合は、当該防火戸の上部に概ね30cm以上の耐火構造の垂壁を(小壁)を設けること。
- (ウ) 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、建基政令第112条第15 項及び第129条の2の5第1項7号の規定によること。

(当該貫通部を不燃材料等で埋戻し、耐火性及び防煙性を高めること。)

イ 避難経路等の区画

- (ア) 廊下と居室等は耐火構造又は不燃材料の壁で区画し、当該部分の開口部には、常時閉鎖式の防火戸を設けること。ただし、当該区画が建基政令第 112 条の防火区画を兼ねる場合にあっては、法令で定める耐火性能を有するものであること。
- (イ) 避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は 共用しないものであり、耐火構造の壁又は特定防火戸で区画されていること。

ウ 竪穴の区画

- (ア) 特別避難階段、非常用エレベーターの昇降路及び排煙シャフトを除き、建 築物全体層にかかる竪穴を設けないこと。
- (イ) 非常用エレベーターを除き、エレベーターは概ね15~20階層ごとにバンク分けをすること。
- (ウ) エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは、煙感知器の差動と連動して閉鎖できる防煙性能を有する防火設備で区画すること。
- (エ) エレベーターシャフトを加圧防煙すること。
- (オ) エスカレーターは、3階層以上に通じないことを原則とし、当該エスカレーター部分の防火区画は、昇降面にあっては、遮煙性能を有する防火戸、その他の面にあっては、網入りガラス、線入りガラス及び防火設備で区画すること。

(3) 避難施設

- (ア)特別避難階段は次によること。
 - a 付室(バルコニーを含む。)から階段に通じる出入口は常時閉鎖式防火戸 とすること。
 - b 屋内から付室に通じる出入口は、防火シャッター以外の防火戸とすること。
 - c 屋内から付室に通じる出入口の上部には、概ね30cm以上の防煙上有効な固定垂れ壁(小壁)を設けること。
 - d 付室内には、非常用エレベーター出入口を除き、他のエレベーターの出入口を設けないこと。
 - e 付室内に屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、廊下等屋内から付室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。
 - f 屋内から付室に通じる出入口に設ける防火戸が両開きの扉の場合にあっては、 閉鎖調整器等を設け、扉が閉鎖した場合隙間が生じないものであること。
 - g 付室に設ける排煙設備は加圧防煙方式とすること。

(イ) その他

- a 各階において、特別避難階段に通じる廊下等の避難経路は単純なものとすること。
- b 排煙設備の設置にあっては、当該設備を作動した場合、扉の内外の静圧差によって避難時に扉の開閉障害が生じないよう、空気の流通に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。
- c 高層建築物の自然排煙設備の設置については、ビル風などの影響が大きいため、排煙口の配置・構造に配慮すること。
- d 高層の共同住宅は、全周又は連続したバルコニーを設置すること。

(4)消防活動上必要な施設

消防活動上必要な施設は次によること。

ア 消防隊の進入路

第2節第6によるほか、次の事項とする。

- (ア) 高層の建築物に道路, 広場等から直接進入できるものを除き、消防車の使用する道路は2以上とし、建築物の直近まで通じているものであること。
- (イ)消防車の進入に使用する道路等に設けてある門、とびら等は、開放できる構造であること。
- (ウ) 道路の幅員は、5 m以上で、かつ、道路が交差する部分又はコーナー部分は通行、 回転上有効なすみ切りがなされていること。
- (エ) 通路は、はしご車の通行に支障のない耐力(20t)を有する構造であること。

イ 非常用エレベーター

第2節第5によるほか、次の事項とすること。

- (ア) 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮すること。
- (イ) 共同住宅、病院、旅館、ホテル及び社会福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その1機以上を救急用担架が収容可能(エレベーターのかごの奥行き等を、内法寸法で2m以上確保する等)なものとすること。ただし、一般の乗用エレベーターのうち、1機以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りでない。
- (ウ) 非常用エレベーターの昇降ロビーは、廊下又は前室を介して居室と接続すること。
- ウ 消防活動上必要な設備の設置

高層の建築物の消防活動を迅速性かつ容易性を高めるため、消防活動上必要な設備を集約して設置すること。

(ア) 設置場所

- (a) 非常用エレベーター昇降ロビー
- (b) 特別避難階段付室、バルコニー
- (c) 階段室
- (イ) 消防活動上必要な設備
 - (a) 連結送水管放水口
 - (b) 非常コンセント
 - (c) 非常電話
 - (d) 排煙起動装置
- (ウ) 緊急離発着場等
- (エ) その他

火災時において、減圧及び煙の排出に有効な外気に面する開口部を各階の避難 経路の一部に設けること。

エ 消防用設備等の耐震措置

消防用設備等 (スプリンクラー設備,屋内消火栓設備,消防用水,連結送水管(非常電源を含む。)) については、十分な耐震措置を講じること。